

2016年10月4日

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

公認心理師に求められる役割、知識及び技術について

第二条 この法律において「公認心理師」とは、第二十八条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。
- 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

当協会としては、上掲の公認心理師法第二条に基づき、公認心理師が臨床心理士とは異なる国家資格であることの認識のもと、臨床心理技術職の養成と研修における長年の実績とノウハウを活かして、公認心理師の充実した制度作りに一助するとともに、国民の健康のために質の高い心の専門家の保証を目指して、臨床心理士と公認心理師が協力、連携する関係の中、よりよい専門家養成の道を積極的に作っていくことを基本方針に、以下の案を考えた。

1. 公認心理師の役割とそれに必要な技術、知識について（別紙一覧表参照）

公認心理師法第二条に定義された上記の行為を行うためには、全分野を通して次の二技術が必要である

心理状態を観察し、その結果を分析する→①心理アセスメント技術

心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う→②心理相談技術

これらの技能を行使する際には③心理業務にかかわる倫理、④心理業務にかかわる法律の知識が求められる。これらの技能や知識の基礎としては、⑤心理学、⑥心理臨床学といった学問の体系的理解が必要となる。

○ 基礎的な心理アセスメント技術の範疇には、発達検査、知能検査、作業検査、神経心理学的検査、認知症スクリーニング、質問紙による人格検査、描画による人格検査、スコアリングが平易な投射法人格検査が含まれる

○ 心理相談技術の範疇として、来談者中心療法論、力動的心理療法論基礎論、認知行動療法論、イメージを用いた援助技法論；フォーカシング、箱庭療法、芸術療法等の表現療法を含む

●なお、学内の外来有料相談施設においてインテンシブなスーパービジョンを受けて事例を担当することを通じてその基本姿勢を学ぶ個人心理療法実習とスコアリングが複雑な投射法人格検査については、臨床心理士の役割として位置付ける。

；臨床心理士資格認定協会としては、多くの臨床心理士養成大学院において、公認心理師の受験資格を提供できるカリキュラムが整備できることを願っている。したがって、公認心理師をめざす大学

2016年10月4日
公益財団日本臨床心理士資格認定協会

院生が、臨床心理士養成指定大学院の大学附属相談施設における実習を行う場合も多くあることと思われる。

しかし今回、議論される公認心理師カリキュラムにおいてこの緻密なスーパービジョンによる指導を必修とする必要はないと考えている。総合的な臨床心理査定や全人格的な個人心理療法の習得に関しては、従来の臨床心理士試験によって判定されるべきものと考えている。

なぜなら、総合的な臨床心理査定や全人格的な個人心理療法の習得を評価する試験においては、面接試験と小論文が非常に重要な位置を占める。なお、学内の外来有料相談施設は地域住民が心の健康問題の解決に活用するところで、実習施設ながら臨床心理専門家によるインテンシブな指導のもと、直に心理治療に関わる場所であることから、従来の臨床心理士養成の訓練が徹底されることが重要である。

現時点で、臨床心理専門職として国家資格公認心理師と現在 30000 人を数える臨床心理士と二つの資格が並列することになる。この両者において、密接な連携を実現することによって、国民に質の高い臨床心理専門サービスが提供できる。そのような専門性の特色を明確にして、互いに連携することが、非常に幅広い分野において、心理に関する支援が必要としている今、国民の心の健康に寄与するために望ましいものである。

2. 学部卒後の実務経験期間について

公認心理師の特徴の一つは汎用性であり、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者となっている。学部卒後の実務経験として保健医療、福祉、教育の最低限 3 分野を必須とするにしても**最低 5 年**の現場経験期間が必要と思われる。その根拠として、指導体制が明確な現在の臨床心理士養成課程カリキュラムに比べ、公認心理師カリキュラムが求める現場実習では、一定水準の指導体制と実習内容を保証するのが難しいこと、現場指導者にスーパービジョンを要請することで現場の業務を圧迫することへの危惧があることが挙げられる。現場の幅広い心理業務にある程度習熟したのちに、継続的な心理業務を遂行できる水準に達するためには、**最低 5 年**が必要である。

例) 公認心理師受験資格のために大学院で修得必要な単位をたとえば、26 単位相当と想定した場合、26 単位の学修時間は、 $45 \text{ (時間/単位)} \times 26 \text{ (単位)} = 1,170 \text{ (時間)}$ と計算される。よって、学部卒業者における実務経験もこれに相当する時間数を基準に考えるのが妥当になる。常勤者が「有資格者による指導」を受ける時間を確保し、かつ、公認心理師受験資格のための研修を受講するためには、研修には週末を充て、頻度は週 1 回 (8 時間)、年間 30 回程度が妥当と考えると、年間研修時間は 8 時間×30 回=240 時間となる。26 単位に必要な学修必要時間+年間研修時間=1,170 時間+240 時間=4.875 (年)となる。現実的には、常勤者が年間 30 週、週 1 回 8 時間の研修時間を確保し、それを 5 年間持続するのは無理と思われるが、研修期間を最短に見積もったところである。

3. 臨床心理士と公認心理師の連携について

公認心理師制度を、国民の心の健康に資する信頼される制度として充実させるために臨床心理士を養成、資格制度を確立してきた当協会も多大なる使命と責任がある。非常に幅広い分野において、心

2016年10月4日
公益財団日本臨床心理士資格認定協会

理に関する支援が必要とされている中、人の心を扱う心理支援においては生涯にわたる自己研さんに基づいた高度の専門性が必要である。したがって、公認心理師の役割遂行においては、まず支援を必要とするものを一人の人格として尊重して出会い、その支援に携わる「関係形成力」とともに他職種および臨床心理士との「連携力」を掲げておきたい。この臨床心理士との連携によって、公認心理師による心理的支援は、国民自身の自発的な人生や、人生における創造性の発現へとつながっていく。この点について30年に渡り、臨床心理技術の教育、研究、実践の実績をもって、多様な現場において実践を行ってきた多くの臨床心理士との連携が重要と考える。

4. 臨床心理分野専門職大学院について

当協会は、1996年度から、教員組織、カリキュラム、臨床心理実習施設などの一定の要件を備えている大学院修士課程の臨床心理学専攻を基本モデルとして、当協会が臨床心理士養成のための教育課程として指定する、いわゆる指定大学院制度が導入している。さらに、学校教育法第110条に基づき、2009年9月4日付で臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣より認証を得ている。そのような立場で、国民の心の健康に寄与する臨床心理分野専門職大学院の将来について多大な関心を持っている。

高等教育のなかでも、臨床心理分野専門職学位課程として学校教育法に定められ、汎用性の高い臨床心理士養成に特化されている臨床心理学専門職大学院の存在は、今後も〈こころの専門家〉を養成し、質を担保していくにあたって、重要な役割を担うと教育機関と位置づけられると考える。臨床心理分野専門職大学院が、臨床心理士受験資格に加え、公認心理師受験資格を持つ教育課程として制度化されることは、医療・保健領域に加え、教育、福祉、司法・矯正、産業等の幅広い領域を包含した即戦力としての人材輩出という点からも、国民の心の健康に寄与するものと期待される。よって、公認心理師法の施行及び公認心理師制度の検討において臨床心理分野専門職大学院がより発展的な方向に進むことができることを考慮する必要がある。

5. その他

①臨床心理士有資格者の公認心理師受験資格の読み替えについて

長年にわたる臨床心理士の実績と培った専門性を今後もさらに活かしていくことが国民の心の健康に安心・安全を図るために重要であることから、法第7条第1号あるいは第3号を用いて、臨床心理士有資格者に対して、臨床心理士資格を公認心理師受験資格に読み替える方向で検討することが重要である。7条第1号の後半に「・・・その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者**その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者**」となっているが、本協会としては、その他その者に準ずるものとして臨床心理士有資格者の読み替えをまず優先して検討することを要請する。

②心理初学者を含む社会人の扱いについて

多彩な人材育成、活用のために、心理初学者を含む社会人が大学院修了時に臨床心理士、公認心理師いずれも受験資格取得が可能な工夫が必要である。

一覧表 各分野における公認心理師の具体的な役割および助言、指導、健康に関する教育や情報提供を行うために求められる知識について

分野	対象	根拠となる法	役割	業務	習得すべき知識(学部水準)	習得すべき知識と技能(大学院水準)	共通分野(学部水準)	共通分野(大学院水準)
保健医療	(医療施設・保健施設) ・健康増進活動 ・周産期 ・小児科 ・緩和ケア ・慢性疾患 ・遺伝疾患 ・認知症 等	医療法 母子保健法 がん対策基本法 精神保健福祉法 等	心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、機関の指示を受け、医療心理士との連携のもとで福祉や教育のために、福祉や教育等、他分野の他職種および臨床心理士との連携にも積極的に取り組む。	・心理アセスメント、心理相談(对患者・家族・市民) ・職員へのコンサルテーション ・心理教育 ・心理に関する情報提供	・心の健康論(精神の病理的理解と患者支援、ストレスマネジメント) ・心身健康論(心身疾患理解のための必要な医学基礎) ・生理心理学 ・脳神経心理学 ・認知心理学	医療心理臨床特論 心理査定演習 精神医学	① 心への科学的アプローチとしての心理学の方法論と基礎知識(統計技術を含む) ③ 心理的援助の倫理と法律(基礎)	① 個人心理臨床演習 ② 集団心理臨床演習 ③ 複数の分野における心理臨床現場実習 ④ 心理的援助の倫理と法律(応用)
教育	・スクールカウンセリング ・教育相談施設 等 ・学生相談 等	教育基本法 学校教育法 大学設置基準	教育機関の他職種および臨床心理士との連携のもと、以下での役割を担う。また、ユースターの医療や福祉の他職種との連携にも積極的に取り組む。	・心理アセスメント ・心理相談(児童・生徒・学生) ・心理教育 ・保護者対象の心理相談 ・教職員へのコンサルテーション ・心理に関する情報提供	・生涯発達心理学 ・人格心理学 ・教育心理学 ・学習心理学 ・学校心理学 ・心の健康論	学校心理臨床特論		
福祉	・児童相談所 ・精神保健福祉センター ・児童養護施設 ・障害者支援施設 ・児童養護施設 ・母子生活支援施設 ・高齢者福祉施設 ・放課後等デイサービス 等	児童福祉法 児童虐待防止法 老人福祉法	福祉機関の他職種および臨床心理士との連携のもと、以下での役割を担う。また、ユースターの福祉や教育のために、他分野の他職種および臨床心理士との連携にも積極的に取り組む。	・心理アセスメント ・心理相談 ・心理教育 ・職員へのコンサルテーション ・心理に関する情報提供	・心の健康論 ・家族心理学 ・社会心理学 ・障害児(者)心理学 ・福祉行政論	家族心理臨床特論 老年期心理臨床特論 施設心理臨床特論 コミュニケーション援助特論		
産業・労働	・ハローワーク ・ジョブカフェ ・若者サポートステーション ・職業支援センター ・障害者就労支援施設 ・企業内心理相談 等	労働安全衛生法 自殺対策基本法 障害者の雇用促進に関する法律 等	産業・労働機関の他職種および臨床心理士との連携のもと、以下での役割を担う。また、ユースターの医療、福祉、教育のために、他分野の他職種および臨床心理士との連携にも積極的に取り組む。	・心理アセスメント ・心理相談 ・心理教育 ・ストレスチェックの活用指導 ・職員へのコンサルテーション ・心理に関する情報提供	・生涯発達心理学 ・人格心理学 ・社会心理学 ・職業心理学 ・心の健康論 ・障害児(者)心理学	職業心理臨床特論 組織心理臨床特論		
司法・法務・警察	・少年鑑別所(法務官) ・少年院、刑務所(法務官) ・家庭裁判所調査官 ・保護観察所、更生保護施設 ・警察においては、安全運転教育、犯罪予防を目的とした心理相談、心理教育、被害者支援を担当 等	少年法 保護観察法 犯罪被害者支援法 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	司法・法務・警察機関の他職種および臨床心理士との連携のもと、以下での役割を担う。また、ユースターの医療、福祉、教育のために、他分野の他職種および臨床心理士との連携にも積極的に取り組む。	・心理アセスメント ・心理相談 ・心理教育 ・職員へのコンサルテーション ・心理に関する情報提供	・人格心理学 ・社会心理学 ・犯罪心理学 ・家族心理学	司法心理臨床特論		② 公認心理師が活動する諸分野に

2016年4月10日

関係各位

公認心理師資格のカリキュラムならびに経過措置に関する要望書

日本臨床心理士養成大学院協議会
会長 川畑直人

平素、私ども日本臨床心理士養成大学院協議会（以下、本協議会）の活動に、ご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。本協議会は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下認定協会）により資格付与される臨床心理士（以下臨床心理士）の適確な養成に資するための充実した大学院の創生・発展に向けて努力してまいりました。心理職の国家資格化は、臨床心理士養成に携わる本協議会関係者にとっての悲願であり、平成27年9月16日に公布された「公認心理師法（法律第68号）」の成立に向けてご尽力いただいた関係各位には、心より御礼申し上げます。公認心理師の養成にあたっては、臨床心理士教育の実績を踏まえ、本協議会としても出来得る限りの貢献をしたいと念じております。これから制定が進む政省令その他の諸法令の内容とその実施に関しましては、格別のご配慮をいただきますよう、下記の通り、要望を申し上げます次第です。関係各位におかれましては、是非ともご検討いただけますよう、お願い申し上げます。

記

1. 公認心理師の養成に、本協会の会員校（169 大学院）である臨床心理士養成大学院（以下養成大学院）が積極的に関与できるよう、資格制度に関する情報の伝達、公認心理師に必要な科目としての現行科目の認可、等につきまして、可能な限りご配慮いただきたい。
2. 公認心理師のカリキュラムの作成過程においては、臨床心理士教育に長年携わってきた本協議会会員校が蓄積してきた経験と知識を最大限活用していただきたい。そのために、以下の2点を要望いたします。
 - ① 国が審議会あるいは有識者会議のような検討のための会議を設置する際には、本協議会が推薦する大学院関係者を委員に含めていただきたい。
 - ② カリキュラム作成においては、三団体会談による「公認心理師教育カリキュラム案」（<http://3dantai-kaidan.jp/siryou/carric01.html>）を尊重していただきたい。
3. 公認心理師の質を担保するためには、大学院レベルの教育・訓練を経ることが是

非とも必要と考えます。したがって、受験資格の付与は、公認心理師法第7条第1項に該当するものを基本としていただきたい。

また、公認心理師法第7条第2項にある、大学卒業後、施設において業務に従事し実務経験を積んだことにより受験資格を得る場合は、その実務期間を5年以上とし、その間に、スーパーヴィジョンを受けながら継続的な相談業務に従事する経験をもつこと、また医療、教育、福祉、司法、産業等、多領域にわたる心理業務の知識を獲得できるよう、実習経験を含む実務者教育を受けることを前提としていただきたい。

4. 経過措置期間に公認心理師資格を得る者は、今後、公認心理師の先導者としての役割が期待されるので、その質の担保は極めて重要な課題であると考えます。現在、日本において大学院レベルの教育・訓練を受け、心理臨床の実務に携わっているのは養成大学院の課程を修了し、認定協会より臨床心理士資格を与えられた者です。したがって、経過措置期間においては、臨床心理士資格を有する者が、公認心理師資格をスムーズに取得できる条件を整備していただきたい。そのための具体案として以下の4点を提案いたします。

- ① 施行日において臨床心理士資格を有する者を、公認心理師法附則第二条（受験資格の特例）第1項1号にある「この法律の施行の日（以下この条及び附則第五条において「施行日」という。）前に学校教育法に基づく大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めたもの」と認める。
- ② 施行日前に臨床心理士養成大学院に入学し、施行日後に臨床心理士資格を取得する者を、公認心理師法附則第二条（受験資格の特例）第1項2号にある「施行日前に学校教育法に基づく大学院に入学した者であって、施行日以後に心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの」と認める。
- ③ 臨床心理士養成大学院で臨床心理士教育に当たる教員を、公認心理師法附則第二条（受験資格の特例）第2項にある「公認心理師法第二条第一号から第三号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者」と認める。
- ④ 臨床心理資格を有してから5年を経過する者は、公認心理師法附則第二条（受験資格の特例）第2項第2号にある「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第二条第一号から第三号までに掲げる行為を5年以上業として行った者」と認める。

以上

平成28年5月21日

文部科学大臣 馳 浩 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

三団体会談

臨床心理職国家資格推進連絡協議会

医療心理師国家資格制度推進協議会

一般社団法人日本心理学諸学会連合

公認心理師法のカリキュラムおよび経過措置における受験資格に関する要望

公認心理師養成カリキュラムおよび公認心理師法の経過措置における受験資格等に関して、臨床心理職国家資格推進連絡協議会／医療心理師国家資格制度推進協議会／一般社団法人日本心理学諸学会連合会の三団体会談は以下のように要望します。

1. 公認心理師養成カリキュラムについては、三団体会談による『公認心理師教育カリキュラム案』を基本とすることを要望します（ただし必要な修正を排除するものではない）。
2. 今後作られる国の審議会等の検討会設置の際には、三団体の考えを十分に反映していただきたく、三団体の推薦する委員が参加できるようにしていただくことを要望します。
3. 経過措置における受験資格において、大学院修了を基礎資格とする臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士に対しては以下のように要望します。
 - ①臨床心理士有資格者は、勤務機関や勤務年数にかかわらず全員が受験できることを要望します。
 - ②学校心理士、臨床発達心理士または特別支援教育士の有資格者は、心理支援業務の経験のある場合、勤務機関や勤務年数にかかわらず受験できることを要望します。
4. 現任者またはそれに準ずる者の受験資格は、次に示す領域の機関・施設等において心理支援の専門家として、5年以上かつ5000時間以上勤務していることとする。なお、以上の勤務経験は、法の施行日にその任になくとも過去にその条件を満たしている場合を含むことを要望します。
 - イ. 医療・保健領域（医療機関、保健機関、リハビリテーションセンターなどでの心理支援）
 - ロ. 福祉領域（児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、障害児・者センター、女性相談(所)センター、児童福祉施設、高齢者施設などでの心理支援）
 - ハ. 教育・発達領域（公立教育相談機関、教育機関などでの心理支援）
 - ニ. 司法・矯正領域（裁判所、矯正施設、保護観察所、警察機関などでの心理支援）
 - ホ. 産業(労働)領域（企業・官公庁、その他の組織などでの心理支援）
 - ヘ. その他の領域（私設心理相談機関等、上記以外の領域にて心理支援を行う機関、施設等）
5. 経過措置における前述の有資格者の受験においては、試験科目の一部を免除することを要望します。

以上

2016年3月19日

公認心理師法カリキュラム作成に際しての要望書

公益社団法人日本精神神経学会

理事長 武田 雅俊

謹啓

平素、私ども日本精神神経学会（以下、本学会）の活動にご理解ご支援をいただき、まことに有難うございます。

本学会は、日本の精神医学・医療・保健・福祉（以下、精神科医療）に関連する重要事項について数々の提言を行って参りました。同時に、精神科医療に関わる主要6団体（国立精神医療施設長協議会、精神医学講座担当者会議、（公社）全国自治体病院協議会、（公社）日本精神科病院協会、（公社）日本精神神経科診療所協会、（社）日本総合病院精神医学会）と協議し、精神科七者懇談会としても活動を行っております。

心理職の国家資格化については、精神科医療の重要事項であり最も喫緊の課題であるため、本学会は、平成17年に「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子」に対する緊急見解を表明後、「心理技術職の国家資格化に関する委員会」を設置して、これまで検討を重ねて参りました。平成27年9月16日に公布された「公認心理師法」（法律第68号）は、関係各位の長年にわたるご議論とご尽力とによって成立したものであり、改めて、関係各位に衷心より御礼申し上げます。

これから制定が進む政省令その他の諸法令の内容とその実施に関して、同じく精神科医療の質向上の観点から、下記の通り、要望を申し上げる次第です。関係各位におかれましては、是非ともご検討下さるようお願い申し上げます。

謹白

記

- 1 大学院、学部における、講義、実習、医療の現場研修を必修として、精神医学および医学一般についての十分な時間数のカリキュラムを保証すること。
- 2 多職種協働、地域ケアの視点を盛り込むこと。
- 3 これまでの大学院、学部のカリキュラムを抜本的に見直すこと。
- 4 大学卒業後、施設において業務に従事することにより受験資格を得る場合は、その業務期間を2年として、カリキュラム、指導者の資格等の施設基準を整備し、併せて予算措置を講ずること。
- 5 心理系諸学会、心理系諸団体等既存の民間資格を取得した方々の受験資格については、移行期の措置として、カリキュラム等の十分な体制を整備し、質を担保すること。
- 6 今後のカリキュラム作成作業に当たっては、当委員会（または、本学会）の考えを十分に反映していただきたく、政府部内に検討を行う審議会あるいは有識者会議が発足する際には、本学会が推薦する精神科医を委員として参加出来るようにしていただきたいこと。診療各科についても同様であること。
- 7 「心理研修センター」が試験機関、登録機関の指定を受けるようにしていただきたいこと。